

## 「経営戦略」策定要領

### < I 法適用企業 >

#### 1 各事業共通事項

- (1) 「経営戦略」は、特別会計を単位として策定することを基本とすること。
- (2) 「第1 経営の基本方針」には、各地方公共団体の実情に応じて、当該公営企業の現状と将来見通しを踏まえた、中長期的な経営のあり方、経営目標など、重要な経営方針について記載すること。
- (3) 「第2 計画期間」に記載する計画期間は、10年以上を基本とすること。
- (4) 「第3 投資・財政計画」を様式第2号により記載する場合には、以下のとおりとすること。

① 消費税及び地方消費税相当額について、収益的収支については税抜き、資本的収支については税込みで作成すること。

② 「基準内繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」（総務副大臣通知）に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金をいうものであること。

③ 「基準外繰入金」とは、基準内繰入金以外の繰入金をいうものであること。

④ 「投資についての説明」には、施設・設備に関する投資についての見通しを試算した計画（投資試算）において設定した目標（有収率、更新率等）を記載するとともに、「投資試算」において計上している各年度の投資の内容（事業の内容・所要額等）を記載すること。

「財源試算」と均衡させるために投資の調整を行っている場合には、その取組の考え方や内容（例：施設設備のダウンサイジング、優先順位が低い事業のとりやめ、民間活力の活用、広域化など）等についても記載すること。

なお、記載に当たっては、必要に応じて、表やグラフ等を用いてわかりやすく示すこと。

⑤ 「財源についての説明」には、投資をはじめとする需要を賄うための財源確保についての見通しを試算した計画（財源試算）において計上している各年度の財源の内容について記載すること。

「投資試算」等と均衡させるために財源の調整を行っている場合には、その取組の考え方や内容（例：内部留保の更なる見直し、料金の更なる見直しなど）等についても記載すること。

なお、記載に当たっては、必要に応じて、表やグラフ等を用いてわかりやすく示すこと。

#### 2 事業別事項

(1) 「経営戦略」は、以下のとおり策定すること。

##### ① 工業用水道事業

複数の施設を有する事業にあつては、「経営戦略」は、事業（会計）全体を包括するものと、施設ごとに個別のものを策定すること。

##### ② 交通事業

地方公営企業法第2条第1項に定める事業（軌道事業、自動車運送事業、鉄道

事業)及び船舶運航事業ごとに個別に策定すること。

また、鉄道事業及び軌道事業において新線建設、延伸部建設等を行う場合には、これらを含めた不良債務等の解消年度までの「経営戦略」策定を行うとともに、内訳として路線ごとの「投資・財政計画」を作成すること。

③ 病院事業

複数の病院を有する事業にあつては、「経営戦略」は、事業(会計)全体を包括するものと、病院ごとに個別のものを策定すること。

④ 港湾整備事業

同一の会計内で港湾整備事業と地域開発事業を実施している場合には、必要に応じて、事業ごとに個別の「経営戦略」を策定すること。

複数の施工地区を有する事業にあつては、「経営戦略」の内訳として施工地区ごとの「投資・財政計画」を作成すること。

⑤ 市場事業・と畜場事業

同一の会計内で市場事業とと畜場事業を実施している場合には、必要に応じて、事業ごとに個別の「経営戦略」を策定すること。

複数の市場・と畜場を有する事業にあつては、「経営戦略」の内訳として市場・と畜場ごとの「投資・財政計画」を作成すること。

⑥ 地域開発事業

同一の会計内で地域開発事業と港湾整備事業を実施している場合には、必要に応じて、事業ごとに個別の「経営戦略」を策定すること。

複数の施工地区を有する事業にあつては、「経営戦略」の内訳として施工地区ごとの「投資・財政計画」を作成すること。

⑦ 観光その他事業

複数の施設を有する事業にあつては、「経営戦略」の内訳として施設ごとの「投資・財政計画」を作成することを基本とすること。

(2) 「第3 投資・財政計画」を様式第2号により記載する場合には、以下のとおりとすること。

① 工業用水道事業

ア 「収益的支出 (2) 経費」欄は、動力費、薬品費、その他に区分すること。

② 交通事業

ア 「資本的収入 1. 企業債」欄は、建設改良に係る企業債、特例債、資本費平準化債、借換債、その他に区分すること。

イ 「資本的支出 2. 企業債償還金」欄は、建設改良に係る企業債償還金、特例債償還金、資本費平準化債償還金、資本費負担緩和債償還金、その他に区分すること。

ウ 地下鉄事業において資本費負担緩和債を発行する場合にあつては、補てん財源不足額から当該発行額を控除した額を補てん財源不足額の下に欄を追加して記載すること。

③ 下水道事業

ア 「収益的収入 1. 営業収益 (3) その他」欄に雨水処理負担金を( )外書きすること。

イ 「収益的支出 2. 営業外費用 (1) 支払利息」欄は雨水分と汚水分に区分し、二段書(上段は雨水分)とすること。

④ 港湾整備事業

ア 「収益的支出 2. 営業外費用 (1) 支払利息」欄及び資本的支出「2. 企業債償還金」欄は、資本費平準化債分を区分すること。

⑤ 地域開発事業

ア 「収益的収入 1. 営業収益 (1) 料金収入」欄を「(1) 土地等売却収益」欄に変更すること。

イ 「収益的支出 1. 営業費用 (2) 経費」欄(内訳も含む。)を「(2) 土地売却原価」欄に変更すること。

ウ 「収益的支出 1. 営業費用 (4) その他」欄を追加すること。

エ 「流動資産(J)」欄に、「うち売出土地(簿価)」欄及び「うち未売出土地(簿価)」欄を追加すること(「売出土地(簿価)」とは、健全化法施行令第3条第1項第2号ハに規定する販売を目的として所有する土地(売買契約の申込みの勧誘を行っていないものを除く。)の帳簿価額をいう。また、「未売出土地(簿価)」とは、同ハに規定する販売を目的として所有する土地であって売買契約の申込みの勧誘を行っていないものの帳簿価額をいう。なお、地方公営企業法施行規則第8条第3項第3号により当該土地に係る評価損を計上している場合は、当評価額を帳簿価額とすること。)

オ 「流動負債(K)」欄に「うち土地前受金」欄を追加すること(「土地前受金」とは、健全化法施行令第3条第1項第2号イに規定する土地の売払代金としての前受金をいう。)

カ 「健全化法施行令第3条第1項第2号ハに規定する土地評価差額(P)」欄及び「健全化法施行規則第9条第3号Eにより算定した未売出土地収入見込額(Q)」欄を追加すること(これに伴い現行の(P)欄を(R)欄とすること。)

キ 「資本的収入 1. 企業債」欄は、資本費平準化債を削除し、建設改良費に係る企業債、元利金債等に区分すること(「元利金債等」とは、地方債に関する省令第12条に規定する建設改良費に準ずる経費に係る企業債をいう。以下同じ。)

ク 「資本的支出 1. 建設改良費」欄は、土地買収費・補償費、造成費、職員給与費、その他に区分すること。

ケ 「資本的支出 2. 企業債償還金」欄は、建設改良費に係る企業債償還金、元利金債等償還金に区分すること。

⑥ 介護サービス事業

ア 「営業収益」欄、「営業外収益」欄、「営業費用」欄及び「営業外費用」欄は、それぞれ「介護サービス収益」欄、「介護サービス外収益」欄、「介護サービス費用」欄及び「介護サービス外費用」欄に変更すること。

イ 「収益外収入 1. 介護サービス収益 (1) 料金収入」欄に、「うち居宅サービス収益」欄、「うち施設サービス収益」欄、「うち居宅介護型支援等収益」欄を追加すること。

## ＜Ⅱ 法非適用企業＞

### 1 各事業共通事項

- (1) 「経営戦略」は、特別会計を単位として策定することを基本とすること。
- (2) 「第1 経営の基本方針」には、各地方公共団体の実情に応じて、当該公営企業の現状と将来見通しを踏まえた、中長期的な経営のあり方、経営目標など、重要な経営方針について記載すること。
- (3) 「第2 計画期間」に記載する計画期間は、10年以上を基本とすること。
- (4) 「第3 投資・財政計画」を様式第2号により記載する場合には、以下のとおりとすること。

- ① 消費税及び地方消費税相当額を含めて作成すること。
- ② 「投資・財政計画」の作成に当たり、歳入及び歳出について、経常的な経営収支を「収益的収支」欄へ、建設改良費、地方債償還金及びこれに対応する財源状況等を「資本的収支」欄へ計上するものとし、決算及び予算科目を地方公営企業法適用企業の科目を参考に本表の該当項目に区分して作成すること。
- ③ 「職員給与費」は、給料、手当、賃金、退職給与金及び法定福利費をいうこと。
- ④ 「資本的支出 2 (1) 建設改良費」欄の「うち職員給与費」には、資本勘定所属の職員給与費を記入すること。
- ⑤ 「基準内繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」（総務副大臣通知）に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金をいうものであること。
- ⑥ 「基準外繰入金」とは、基準内繰入金以外の繰入金をいうものであること。
- ⑦ 「投資についての説明」には、施設・設備に関する投資についての見通しを試算した計画（投資試算）において設定した目標（有収率、更新率等）を記載するとともに、「投資試算」において計上している各年度の投資の内容（事業の内容・所要額等）を記載すること。

「財源試算」と均衡させるために投資の調整を行っている場合には、その取組の考え方や内容（例：施設設備のダウンサイジング、優先順位が低い事業のとりやめ、民間活力の活用、広域化など）等についても記載すること。

なお、記載に当たっては、必要に応じて、表やグラフ等を用いてわかりやすく示すこと。

- ⑧ 「財源についての説明」には、投資をはじめとする需要を賄うための財源確保についての見通しを試算した計画（財源試算）において計上している各年度の財源の内容について記載すること。

「投資試算」等と均衡させるために財源の調整を行っている場合には、その取組の考え方や内容（例：内部留保の更なる見直し、料金の更なる見直しなど）等についても記載すること。

なお、記載に当たっては、必要に応じて、表やグラフ等を用いてわかりやすく示すこと。

### 2 事業別事項

- (1) 「経営戦略」は、以下のとおり策定すること。

#### ① 港湾整備事業

同一の会計内で港湾整備事業と地域開発事業を実施している場合には、必要

に応じて、事業ごとに個別の「経営戦略」を策定すること。

複数の施工地区を有する事業にあつては、「経営戦略」の内訳として施工地区ごとの「投資・財政計画」を作成すること。

② 市場事業・と畜場事業

同一の会計内で市場事業とと畜場事業を実施している場合には、必要に応じて、事業ごとに個別の「経営戦略」を策定すること。

複数の市場・と畜場を有する事業にあつては、「経営戦略」の内訳として市場・と畜場ごとの「投資・財政計画」を作成すること。

③ 地域開発事業

同一の会計内で地域開発事業と港湾整備事業を実施している場合には、必要に応じて、事業ごとに個別の「経営戦略」を策定すること。

複数の施工地区を有する事業にあつては、「経営戦略」の内訳として施工地区ごとの「投資・財政計画」を作成すること。

④ 観光その他事業

複数の施設を有する事業にあつては、「経営戦略」の内訳として施設ごとの「投資・財政計画」を作成することを基本とすること。

(2) 「第3 投資・財政計画」を様式第2号により記載する場合には、以下のとおりとすること。

① 下水道事業

ア 「収益的収入 1 (1) ウ その他」欄に雨水処理負担金を( )外書きとすること。

イ 「収益的支出 2 (2) ア 支払利息」欄は、雨水分と汚水分に区分し、二段書き(上段は雨水分)とすること。

② 港湾整備事業

ア 「収益的支出 2 (2) ア 支払利息」欄及び資本的支出「2 (2) 地方債償還金」欄は、資本費平準化債分を区分すること。

③ 地域開発事業

ア 「収益的収入 1 (1) ア 料金収入」欄を「1 (1) ア 土地等売却収入」欄に変更すること。

イ 「資本的収入 1 (1) 地方債」欄は、資本費平準化債を削除し、建設改良費に係る地方債、元利金債等に区分すること。

ウ 「資本的支出 2 (1) 建設改良費」欄は、土地買収費・補償費、造成費、職員給与費、その他に区分すること。

エ 「資本的支出 2 (2) 地方債償還金」欄は、建設改良費に係る地方債償還金、元利金債等償還金に区分すること。

オ 「健全化法施行令第3条第1項第4号ニに規定する土地収入見込額(V)」欄及び「健全化法施行規則第9条第5号Bにより算定した未売出土地収入見込額(W)」欄を追加すること。(これに伴い現行の(V)、(W)、(X)欄をそれぞれ(X)、(Y)、(Z)欄とすること。)